

## 放課後児童クラブ条例の一部改正について

### ○改正の理由

▽保育料の見直しは、放課後児童クラブの待機児童対策及び事業の質の向上を更に進めていくための財源の確保が必要なため実施するものです。

▽事業の充実化を図るため、学校休業日の開所時間を30分早めて午前7時30分とし、この30分を延長保育として事業を実施します。

### ○事業の現状と今後の待機児童対策

#### ◇高い質を維持している現状

▽各小学校区に放課後児童クラブの専用施設を市で設置し、条例で定め、市で入所選考している。

▽質の高い事業として実施するため、運営手法と契約額の積算の基本ルールを定め、プロポーザルにより選考された指定管理者による管理・運営を行っている。

- ・国に先行して運営要領を定めて、職員配置等国の基準を上回る内容としている。

- ※国が定める支援員(指導員)の配置最低基準の概ね2倍の職員を配置している。

(児童10名に対して支援員(指導員)1名を配置している。)

- ・おやつ代、保険料を利用料に含めている。

#### ◇待機児童対策等

▽平成30年度、逗子小・久木小区放課後児童クラブにおいて、既存施設の改修等により受入可能児童数を増やした。

- ・逗子小は、二次申込の7名は待機となったが、一次申込者は全員利用できた。(5・6年生は夕方型)

- ・久木小は待機児童0人。

▽今後の対策

- ・事業手法等を含めて、今後精査を重ねる。

### ○事業の充実化を図る事項

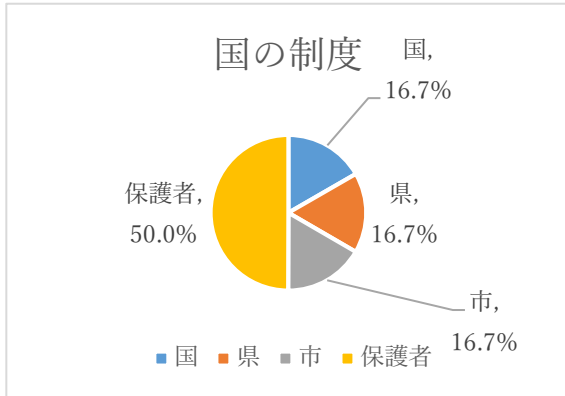
▽以前より保護者会から要望のあった学校休業日の朝の開所時間について30分早めて、7時30分から8時までを延長保育として実施する。なお、本延長保育の料金を、月額500円とする。

### ○保育料改訂対応手法

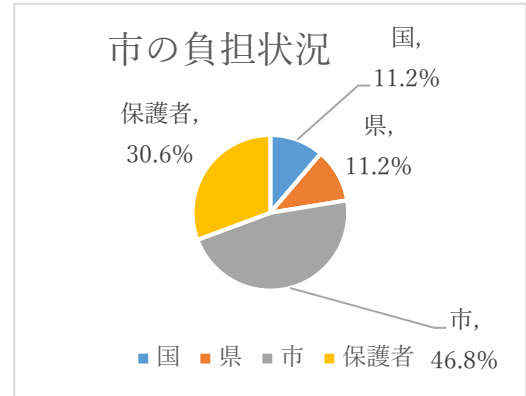
▽国の保育所の徴収基準額表(8階層制)をベースに、保育所保育料と同様に所得に応じた保育料に改訂

▽保育所保育料の減免手法を踏まえ、現行制度の減免事項の精査を行う。

○財源構成の状況



※国の制度設計上の負担割合



※平成 29 年度当初予算ベース

○新しい保育料の設定の基本的な考え方

- ▽保護者負担額の総事業費に対する割合を 7%強増⇒保護者負担計 1,000 万円程度増を目安とする。  
⇒市負担と保護者負担の均衡を図るよう設定する。

○「基本的な考え方」に基づく試算結果

- ▽「基本的な考え方」に沿った市と保護者の負担割合となるよう、保育所の所得分布をもとに試算。
- ▽保育所保育料の所得分布による試算

- ・保育料の国階層を適用し、国が保育所等保育料の減額を行っている第 3 階層を減額し、第 4 階層を現在と同額とし、第 5 階層から第 7 階層まで 2,000 円ずつ増額し、第 8 階層は第 7 階層と同額とした。

	1 階層	2 階層	3 階層	4 階層	5 階層	6 階層	7 階層	8 階層	計
国想定年収	生活保護	非課税	330 万 まで	470 万 まで	640 万 まで	930 万 まで	1130 万 まで	1130 万 超	
構成比	1.24	5.60	7.03	10.84	20.36	31.83	10.10	13.00	100
学童階層別人数	4	18	23	35	66	103	33	42	324
現在の利用料	0	3,500	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	備考
						計	44,362,019		
新保育料(案)	0	3,500	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	18,000	
						計	55,771,483		
						差額	11,409,463		

※減免を一切適用していない積算。

▽試算に基づく標準的な保育料の比較

	1 階層	2 階層	3 階層	4 階層	5 階層	6 階層	7 階層	8 階層
国想定年収	生活保護	非課税	330 万 まで	470 万 まで	640 万 まで	930 万 まで	1130 万 まで	1130 万 超
現在の利用料	0	3,500	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
新保育料(案)	0	3,500	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	18,000

○減免の取り扱いについて

▽きょうだいの減免率

- ・現状は、12,000円を10,000円としており、17%程の減額を行っている。
- ・保育所の第2子以降の減免率が高いことを踏まえて検討する。

【対応案】第3階層以上の世帯で、20%の減免を行う。

【参考】※影響額計算式 利用率総額×11.4%(構成比)×(減額率)

減免率	影響額
20%	1,271,590

▽高学年割引

- ・現在4年生以上は、2,000円減額（高学年減免60人 構成比18.5%）
- ・保育所は、3歳未満と3歳以上で保育料表が異なるが、これは職員の配置基準が異なることに由来している。放課後児童クラブの場合、学年と職員配置基準に差はない。

【対応案】1,000円の減免を行う。

【参考】※影響額計算式 (減額額)×60人×12月

減免額	影響額
1,000円減	720,000

▽ひとり親世帯の減免

- ・「ひとり親世帯である事実のある世帯」12,000円を9,000円に、「児童扶養手当を受給している世帯」で4,500円に減免を実施。ひとり親世帯影響29人 構成比8.9%。

【対応案】保育所保育料は一律ひとり親世帯の減免は行っていないが、当市の制度設計の経過や低所得者への国の対応状況等を踏まえ、第3階層は2,000円、第4階層は1,000円の減額を行う。

○現在の放課後児童クラブ利用率と改訂後の利用率 ※改定後の最高額。

世帯の状況	現在	※改定後	差額	備考
一般世帯（1～3年生）	12,000	18,000	6,000	
一般世帯（1～3年生）複数児童	10,000	14,400	4,400	
一般世帯（4年生以上）	10,000	17,000	7,000	
ひとり親世帯（1～3年生）	9,000	18,000	9,000	第3階層2000円 第4階層1000円の減免を実施する。
ひとり親世帯（1～3年生）複数児童	7,000	14,400	7,400	
ひとり親世帯（4年生以上）	6,000	17,000	11,000	
児童扶養手当受給世帯（1～3年生）	4,500	11,000	6,500	
児童扶養手当受給世帯（4年生以上）	3,000	10,000	7,000	
非課税世帯（1～3年生）	3,500	3,500	0	
非課税世帯（4年生以上）	2,500	2,500	0	
生活保護世帯	無料	無料	0	

⇒従前の減免事項の精査を行うと共に、差額が大きいため経過措置を行う。

○影響額まとめ

減 免 項 目	きょうだい減免	高学年割引	ひとり親	計
減免に要する費用	1,271,000 円 (20%)	720,000 円 (@1,000)	600,000 円程度	約 260 万円

**結果＝財政影響見込額**

1,140 万円－260 万円＝約 880 万円

※実際の財政影響見込み額は、学校休業日の午前 7 時 30 分から午前 8 時までの延長保育の事業費支出分が減額されるので、この額を大幅に下回ります。

○見直しの実施方法

- ◇一般世帯は、2 か年で段階的に引き上げる。
- ◇ひとり親世帯は、3 か年で段階的に引き上げる。

○今後の進め方

- ・本パブリックコメントの後、市議会平成 30 年第 4 回定例会で条例改正案として提案。

○他市の 1 年生の利用料の状況(指定管理・委託の例) 【参考資料】

- ▽藤沢市 利用料 14,500 円＋おやつ代 2,000 円＝16,500 円
- ▽平塚市 利用料 14,000 円＋おやつ代と保険料は各クラブ別途
- ▽茅ヶ崎市 利用料 12,000 円＋おやつ代 1,900 円＝13,900 円
- ※鎌倉市他、直営の市の多くの例 利用料月額 5,000 円～6,000 円＋おやつ代
- ※放課後児童クラブ運営者へ補助金で実施している市では、20,000 円から 25,000 円程度の例も散見される。

○一般世帯の保育料案 ※2 か年で段階的に引き上げます。

	1 階層	2 階層	3 階層	4 階層	5 階層	6 階層	7 階層	8 階層
国想定年収	生活保護	非課税	330 万 まで	470 万 まで	640 万 まで	930 万 まで	1130 万 まで	1130 万 超
現在の利用料	0	3,500	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
新利用料(案)	0	3,500	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	18,000
H31 保育料(案)	0	3,500	10,000	12,000	13,000	14,000	15,000	15,000
H32 保育料(案)	0	3,500	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	18,000

○ひとり親世帯の保育料案 ※3 か年で段階的に引き上げます。

	1 階層	2 階層	3 階層	4-1 階層	4-2 階層	5 階層	6 階層	7 階層	8 階層
国想定年収	生活保護	非課税	330 万 まで	手当受 給世帯	470 万 まで	640 万 まで	930 万 まで	1130 万 まで	1130 万 超
現在の利用料	0	3,500	4,500	4,500	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
新利用料(案)	0	3,500	8,000	11,000	11,000	14,000	16,000	18,000	18,000
H31 保育料(案)	0	3,500	5,660	6,660	10,000	10,660	11,330	12,000	12,000
H32 保育料(案)	0	3,500	6,820	8,820	11,000	12,320	13,660	15,000	15,000
H33 保育料(案)	0	3,500	8,000	11,000	11,000	14,000	16,000	18,000	18,000

※4-1 階層は 330 万円以上 470 万円までの世帯のうち児童扶養手当受給世帯、

4-2 はその他のひとり親世帯